

お客様各位

制帽の非着用について

新常磐交通株式会社

暑さが厳しくなると思われる今夏、バス運転者の健康を守る観点と令和7年6月には労働安全衛生規則が改正され、職場の熱中症対策強化が必要になりました。

つきましては下記の期間については運転者の制帽の非着用を実施いたします。

ご理解の程よろしくお願いいたします。

記

期 間 : 令和7年7月7日～9月30日

以上